

取引規定集

2024年1月12日現在

反社会的勢力排除規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この規定は、総合口座取引、普通預金、普通預金[決済用]、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金(証書式)、通知預金(通帳式)、自由金利型定期預金[M型]、自由金利型定期預金[M型](複利型)、自由金利型定期預金、ふれあい積立定期預金、非居住者円普通預金、非居住者円定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金、財産形成預金、財形年金預金、財形住宅預金、(以下、これらを総称して「預金取引」といい、各預金取引に固有の規定を「各預金規定」という。)に適用されるものとし、各預金取引は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同条各号の一つにでも該当する場合には、当行は預金取引にかかる口座の開設をお断りするものとします。

2. (解約等)

各預金規定によるほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は預金取引の全部もしくは一部を停止し、または預金者に通知することにより預金取引の全部もしくは一部を解約することができるものとします。なお、解約の通知の到達いかににかかわらず、当行が当該通知を届出の氏名、住所に宛てて発信した時に本口座は解約されたものとし、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。

(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. (各預金取引への適用)

- (1) 前条により、預金取引が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書持参のうえ（通帳、証書のいずれも発行されていない預金取引の場合を除く。）取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前条により、総合口座取引が解約され貸越元利金等があるときは、それらを支払ってください。この場合、当行は総合口座取引規定第 13 条に基づいて差引計算を行うことができますが、貸越金の担保と差引計算をした後、なお預金残高がある場合には、前項に準ずるものとします。なお、前条により普通預金が解約された場合、総合口座取引も当然に解約となるものとします。
- (3) 前条による納税準備預金の解約の場合、解約日が属する利息計算期間中の利息は納税準備預金規定第 6 条第 2 項によるものとします。
- (4) 前条による通知預金の解約の場合、当行は、通知預金規定（通帳式、証書式）の支払時期等の定めにかかわらず解約することができるものとし、その利息は通知預金規定の利息条項によるものとします。
- (5) 前条による定期預金、財形預金の解約の場合、当行は、各定期預金あるいは各財形預金の規定にかかわらず、満期日前であっても解約することができるものとし、その利息は各定期預金あるいは各財形預金の規定の利息条項にかかわらず約定利率を適用するものとします。

4. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 自由金利型定期預金 [M 型] および自由金利型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第 1 項第 1 号および第 2 号の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は取引店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用し

た普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

- (2) 自由金利型定期預金 [M 型] の預入れは一口 1 万円以上 (ただし、中間利息定期預金および国債等の利金によって作成される預金の預入れを除きます。)、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続したときはその満期日) までにその旨を取引店に申し出てください。
- (4) 継続を停止した定期預金は、満期日に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。) を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額 (以下「極度額」といいます。) は、この取引の定期預金の合計額の 90% (1,000 円未満は切捨てます。) または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第 1 項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金 (受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。) は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 8 条第 1 項第 1 号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときには、第 2 項の順序に従い、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) 後記第 8 条第 1 項第 1 号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一とな

る定期預金が数口ある場合には、預入日（継続したときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前号により貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

8.（貸越金利息等）

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落または貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は貸越金の担保とする定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率とします。
- ② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金が解約された場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

11.（即時支払）

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当行に対する債務の1つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

12. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

(2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

13. (差引計算)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

(1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 前項本文の場合において、当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保になっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出

してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額を超えることになるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

普通預金（以下「この預金」といいます。）は、取引店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻し手続に加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きま

す。) 1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (取引の制限等)

- (1) 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期限を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前3項に基づく取引等の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期

限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

普通預金 [決済用] 規定

1. (取扱店の範囲)

普通預金 [決済用] (以下「この預金」といいます。) は、取引店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの (以下「証券類」といいます。) を受入れます。
- (2) 手形要件 (特に振出日、受取人)、小切手要件 (特に振出日) の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱い

ます。

- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し等)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻し手続に加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (無利息)

この預金には、利息は付きません。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (取引の制限等)

- (1) 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期限を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前3項に基づく取引等の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (成年後見制度等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (総合口座規定の適用)

この預金は、総合口座として利用することができます。この場合、総合口座取引規定中の「普通預金」を「普通預金〔決済用〕」と読み替えて、総合口座取引規定の各条項が適用されるものとします。ただし、総合口座として利用できるのは個人（自然人）に限定されます。

16. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

貯蓄預金規定

(※新規のお取扱いは終了させていただいております。)

1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、取引店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。

当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証

券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。

- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻し手続に加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎月の当行所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときは、毎日の最終残高に応じて、当行所定の預金残高金額の段階ごと（以下「金額段階」といいます。）に店頭表示する金額段階別の利率を適用します。なお、金額段階及び利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその

他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (取引の制限等)

- (1) 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前3項に基づく取引等の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、ます。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

納税準備預金規定

(※新規のお取り扱いを終了させていただいております。)

1. (預金の目的、預入れ)

税準備預金(以下「この預金」といいます。)は、国税または地方税(以下「租税」といいます。)納付の準備のためのもので、取引店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。
当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、

災害その他の事由で、当行がやむをえないと認めるときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

- (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。
- (3) 前項の払戻し手続に加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取引店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、取引店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前(1)、(2)の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には、第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は第5条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第6条第2項の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着

しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (解約)

この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その

他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

通知預金規定（証書式）

（※新規のお取り扱いを終了させていただいております。）

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに入店で返却します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1,000円とします。

4. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、

この確認ができるまで払戻しを行いません。

5. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第1条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は受取欄に届出の印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

通知預金規定 (通帳式)

(※新規のお取り扱いを終了させていただいております。)

1. (預入れの最低金額)

通知預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは一口 3 万円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の該当受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、通帳記載の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は 1,000 円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。
- (2) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (3) 解約は預金一口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第 2 条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故

が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (成年後見制度にかかる届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。

(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。

(5) 前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することが

あります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

自由金利型定期預金〔M型〕規定

1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金〔M型〕は、証書もしくは通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続自由金利型定期預金〔M型〕の場合は継続停止の申し出があったものに限りません。

2. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金〔M型〕は、証書もしくは通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金〔M型〕に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書の場合は証書と引換えに、通帳の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

4. (自動継続自由金利型定期預金〔M型〕の利息)

(1) 自動継続自由金利型定期預金〔M型〕の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書もしくは通帳記載の利率（継続後の預金については前2.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された預金口座への入金または元金への組入れのいずれかの方法により満期日に支払います。

ただし、この預金のうち満期日前に利息の一部を支払う場合の利息の支払いは、以下によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年後ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書もしくは通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間

利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金 [M型] 」といいます。）にかぎり、中間払利息を定期預金とすることができます。

B 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

② 前①にかかわらず、預入日の1年後または2年後、3年後、4年後、5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息を、1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する扱いとした場合の利息の支払いは、次によります。

A 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。

B 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後とした場合は1か月後）の応当日およびその2か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。

C 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその3か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。

D 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後、3か月後、4か月後、5か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその6か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 自動継続自由金利型2年定期預金〔M型〕の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金〔M型〕と満期日を同一にする自由金利型定期預金〔M型〕（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金〔M型〕に継続します。
- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 前①②③にかかわらず、この預金の利息を1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して支払う扱いとした場合の中間払利息および満期払利息は、中間利払日および満期日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。
- ⑤ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書もしくは通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) この預金を6.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H 4年以上5年未満 | 約定利率×90% |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5. (自由金利型定期預金【M型】の利息)

(1) 自由金利型定期預金【M型】の利息は、預入日から満期日の前日までの約定日数および証書もしくは通帳記載の約定利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、この預金のうち満期日前に利息の一部を支払う場合の利息の支払いは、以下によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年後ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書もしくは通帳記載の中間利払利率によって計算した中間払利息を利息の一

部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金〔M型〕」といいます。）にかぎり、中間払利息を定期預金とすることができます。

(A) 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書もしくは通帳とともに提出してください。

(B) 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

(C) 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金〔M型〕と満期日を同一とする中間利息定期預金とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

B 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。

② 前①にかかわらず、預入日の1年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を、1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する扱いとした場合の利息の支払いは、預入日から満期日の1か月前の応当日までの間に到来する次の各中間利払日に支払います。

A 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

B 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後とした場合は1か月後）の応当日およびその2か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

C 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその3か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

D 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月後（最初の間割払日を預入日の1か月後または2か月後、3か月後、4か月後、5か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその6か月後ごとの応当日を間割払日とし、預入日または前回の間割払日からその間割払日の前日までの日数および約定利率によって計算した間割払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

間割払利息（間割払日が複数ある場合は各間割払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を6. (1)により満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

ただし、間割払利息が支払われている場合には、その支払額（間割払日が複数ある場合は各間割払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上5年未満	約定利率×90%

- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H 4年以上5年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印し、また、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。

ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

- (3) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

7. (届出事項の変更、証書、通帳の再発行等)

- (1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書、通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

8. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書、または通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、自動継続自由金利型定期預金〔M型〕の場合は前4.の規定、自由金利型定期預金〔M型〕の場合は前5.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として証書は発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については、別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書もしくは通帳とともに提出してください。
- (3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり前4.(2)②Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印し、また通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとす

ます。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき、変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

自由金利型定期預金 [M型] 規定 (複利型)

1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金 [M型] は、証書もしくは通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続自由金利型定期預金 [M型] の場合は継続停止の申し出があったものに限り、自動的に継続します。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金 [M型] は、証書もしくは通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金 [M型] に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書の場合は証書と引換えに、通帳の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

4. (自動継続自由金利型定期預金 [M型] の利息)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金 [M型] の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書もしくは通帳記載の利率（継続後の預金については前 2.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金へ組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書もしくは通帳とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を 6.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×90% |

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
|---------|----------------|

B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5. (自由金利型定期預金 [M型] の利息)

(1) 自由金利型定期預金 [M型] の利息は、預入日から満期日の前日までの約定日数および証書もしくは通帳記載の約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を6. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G 3年以上4年未満	約定利率×80%
H 4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印し、また、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱いします。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

7. (届出事項の変更、証書、通帳の再発行等)

- (1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書、通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

8. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書、または通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印し、また通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている

場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金は、証書もしくは通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続自由金利型定期預金の場合は継続停止の申し出があったものに限りません。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金は、証書もしくは通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書の場合は証書と引換えに、通帳の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

4. (自動継続自由金利型定期預金の利息)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書もしくは通帳記載の利率（継続後の預金については前2.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された預金口座への入金または元金への組入れのいずれかの方法により満期日に支払います。

ただし、この預金のうち満期日前に利息の一部を支払う場合の利息の支払いは、以下によります。

- ① 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年後ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書もしくは通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- B 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- ② 前①にかかわらず、預入日の1年後または2年後、3年後、4年後、5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息を、1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する扱いとした場合の利息の支払いは、次によります。
- A 利息の支払いが1か月毎の場合
- 預入日の1か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
- 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。
- B 利息の支払いが2か月毎の場合
- 預入日の2か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後とした場合は1か月後）の応当日およびその2か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
- 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。
- C 利息の支払いが3か月毎の場合
- 預入日の3か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその3か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
- 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に指定口座への入金により支払います。
- D 利息の支払いが6か月毎の場合
- 預入日の6か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後、3か月後、4か月後、5か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその6か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。
- 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残

額は満期日に指定口座への入金により支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 前①②にかかわらず、この預金の利息を1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して支払う扱いとした場合の中間払利息および満期払利息は、中間利払日および満期日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書もしくは通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を6. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）ならびに次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは普通預金の利率を適用します。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

A 次の預入期間に応じた算式により計算した利率。

a 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率

(b) 6か月以上1年未満 約定利率×50%

(c) 1年以上3年未満 約定利率×70%

b 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率

- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- (f) 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

c 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- (f) 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- (g) 3年以上5年未満 約定利率×90%

d 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- (f) 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- (g) 3年以上4年未満 約定利率×80%
- (h) 4年以上5年未満 約定利率×90%

$$B \text{ 約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元本を証書もしくは通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5. (自由金利型定期預金の利息)

(1) 自由金利型定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの約定日数および証書もしくは通帳記載の約定利率によって計算し、満期日以後に支払います。

ただし、この預金のうち満期日前に利息の一部を支払う場合の利息の支払いは、以下によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年後ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および

証書もしくは通帳記載の中間利払利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

a 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書もしくは通帳とともに提出してください。

b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

② 前①にかかわらず、預入日の1年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を、1か月または2か月、3か月、6か月の期間毎に分割して、あらかじめ指定された預金口座へ入金する扱いとした場合の利息の支払いは、預入日から満期日の1か月前の応当日までの間に到来する次の各中間利払日に支払います。

A 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

B 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後とした場合は1か月後）の応当日およびその2か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

C 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその3か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

D 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月後（最初の中間利払日を預入日の1か月後または2か月後、3か月後、4か月後、5か月後とした場合はその指定月後）の応当日およびその6か月後ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を6.(1)により満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの預入日数ならびに次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは普通預金の利率を適用します。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

A 次の預入期間に応じた算式により計算した利率。

a 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率

(b) 6か月以上1年未満 約定利率×50%

(c) 1年以上3年未満 約定利率×70%

b 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率

(b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%

(c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

(d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

(e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

(f) 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

c 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率

(b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%

(c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

(d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

(e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

(f) 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%

(g) 3年以上5年未満 約定利率×90%

d 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月未満	解約日における普通預金の利率
(b) 6か月以上1年未満	約定利率×30%
(c) 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
(d) 1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
(e) 2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
(f) 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
(g) 3年以上4年未満	約定利率×80%
(h) 4年以上5年未満	約定利率×90%

B 約定利率 —
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元本を証書もしくは通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印し、また、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 前項の払戻し手続に加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

7. (届出事項の変更、証書、通帳の再発行等)

- (1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書、通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

8. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書、または通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額につい

て、預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定の各条項に基づいて補てんを請求することができます。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印し、また通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)及び(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

預金等の不正な払戻しによる被害の補償に関する規定

1. (適用範囲)

- (1) この規定は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この規定は、以下の場合におけるお客さまの被害の補償についての取扱いを定めるものです。
 - ① 盗取された通帳、証書（ステートメント口座の場合はその口座情報を含みます。以下、これらを「通帳」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合
 - ② インターネット取引（東京スターダイレクト取引）を利用して不正な払い戻しが行われた場合
 - ③ テレホンバンク取引を利用して不正な払戻しが行われた場合
- (3) この規定は、各種預金規定、スターワン総合取引規定、東京スターダイレクト規定、テレホンバンク利用規定（以下、「各種規定」といいます。）の各条項にかかわらず優先して適用するものとします。
- (4) この規定に定めがない事項については、前項の各種規定を適用するものとします。

2. (盗取された通帳、証書による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. （インターネット取引およびテレホンバンク取引を利用した不正な払い戻し）

- (1) インターネット取引およびテレホンバンク取引を利用して行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 不正な払戻しに気づいてからすみやかに、当行への通知がおこなわれていること当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

- ② 当行に対し、警察署等捜査当局へ被害事実等の事情説明を行っていることその他の被害があったことが推測される事実を確認できるものを示していること

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補てんの対象外といたします。

- ① 預金者本人に対して払戻しが行われた場合（払戻し先が預金者名義の口座であった場合を含む）
- ② 同居または生計を一にする配偶者、または二親等内の親族に対して払戻しが行われた場合（払戻し先が同居または生計を一にする配偶者、または二親等内の親族名義の口座であった場合を含む）

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）がある場合には、当行は被害の態様や状況および預金者の過失の程度を勘案して算出した金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定、第1項にかかる当行への通知が、この不正な払戻しが行われた日から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払い戻しが預金者の重大な過失によって行われた場合
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- 3. 不正な払戻しが、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

4. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

第2条2項および4項における「重大な過失または過失」とは、次の各項の事例をいいます。

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. 預金者の重大な過失となりうる場合
 - (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
 - (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
 - (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
2. 預金者の過失となりうる場合
 - (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
 - (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
 - (4) その他預金者に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

第3条2項および4項における「重大な過失」とは、次の各項の事例をいいます。

1. 他人に認証情報を知らせた場合
2. 認証情報を他人が容易に窺い知ることのできる状態で以下に保存していた場合
 - ① 携帯電話、スマートフォン、タブレット、パーソナルコンピューター等の端末内
 - ② インターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）
 - ③ USB等の電子記録媒体、メモ用紙等の紙媒体
3. その他、預金者に1および2の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

以上

ふれあい積立定期預金規定

1. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前の応当日まで預入れができます。
- (2) この預金の各回の預入れは通帳記載の積立額とします。預入れのときは必ず通帳を持参ください。
- (3) この預金は、当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (4) この預金は預入れ期間に応じた預入れ回数に制限があります。詳しくは、取引店にお問い合わせください。

2. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (証券の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の該当受入れの記載を取消したうえ、返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金[M型]利率によって計算します。ただし、利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる積立金から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 上記(1)の適用利率×50% |
| ③ 1年以上2年未満 | 上記(1)の適用利率×70% |

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書換継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面にて取引店に届出てください。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続

をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入の禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。

なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

非居住者円普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

非居住者円普通預金（以下「この預金」といいます。）は非居住者（法人・個人）にのみご利用いただける普通預金で、本店営業部での取扱いとします。ただし、当行が認めた場合はその他の営業店（以下、本店営業部とその他の営業店をあわせて「取引店」といいます。）において取扱うことができるものとします。

2. (預金の受入れ)

この預金口座には、現金、他預金からの振替を受入れます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) 前項の場合において、当行が必要と認めるときは、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当該確認ができるまでは払戻しを行いません。

- (3) この預金口座の取引に関わる伝票は、当行の定める伝票（払戻請求書）を使用します。
- (4) この預金口座における各種料金等の自動支払いは、当行が認めた場合に限り取り扱うことができます。
この場合はあらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (5) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. （利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

6. （届出事項の変更）

- (1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. （印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

8. （譲渡、質入等の禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利について譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. （取引の制限等）

- (1) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前2項に基づく取引等の制限を解除します。

10. （解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、取引店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知すること

によりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし
ます。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が当行が別途定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合も同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによる

ものとし、ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとし、

13. (ステートメント)

この預金については、通帳・証書の発行は行いません。従って、取引の記録を目的としてステートメントを発行します。

14. (預金保険)

この預金は預金保険の対象となりますが、預金保険の対象となる預金の種目、金額等については預金保険法（昭和46年4月1日法律第34号）の定めるところによります。

15. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (法令遵守)

預金者は、この預金およびこの預金にかかる一切の取引について、非居住者円預金に関する日本の法令に従い、当該法令の変更により当行に損害が生じた場合には損害を補償することとします。

17. (準拠法および合意管轄)

- (1) この規定は、日本法に準拠して解釈されます。
- (2) この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに預金者は合意します。

18. (本規定の改定)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

非居住者円定期預金規定

1. (取扱店の範囲)

非居住者円定期預金（以下「この預金」といいます。）は非居住者（法人・個人）にのみご利用いただける定期預金で、本店営業部での取扱いとします。ただし、当行が認めた場合はその他の営業店において取扱うことができるものとします。

2. （預金の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金、非居住者円普通預金口座からの振替に限り、受入れます。
- (2) 最低預入れ金額は、10万円とします。

3. （預金の支払時期等）

この預金は、預入期間を、1か月、3か月、6か月、または1年とし、預入日のそれぞれの応当日以降の任意の日に支払います。ただし、自動継続非居住者円定期預金の場合は継続停止の申し出があったものに限ります。

4. （自動継続）

- (1) この預金が自動継続非居住者円定期預金の場合には、自動継続の特約に従い、満期日に前回と同一の期間の自動継続非居住者円定期預金に自動的に継続します。また、継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 自動継続を停止するときは、満期日までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は利息とともに非居住者円普通預金口座に振替入金します。

5. （預金の解約）

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) この預金口座の取引に関わる伝票は、当行の定める伝票（払戻請求書）を使用します。
- (3) この預金の元本は、利息とともに非居住者円普通預金口座に振替入金します。

6. （利息）

この預金の利息は、付利単位を1円単位とし、1年を365日とする日割計算として、預入日から満期日の前日までの日数および店頭に表示する預入時の利率によって計算のうえ、満期日に一括して支払うものとし、非居住者円普通預金口座に入金します。但し、定期預金を継続する場合には、継続後の定期預金の元金に組入れすることもできます。

7. （届出事項の変更）

- (1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合のこの預金の払戻または解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. （印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利について譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することまたは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (取引の制限等)

- (1) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前2項に基づく取引等の制限を解除します。

11. (期日前解約等)

- (1) この預金については、原則期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における円普通預金利率となります。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が当行が別途定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合も同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (ステートメント)

この預金については、通帳・証書の発行は行いません。従って、取引の記録を目的としてステートメントを発行します。

15. (預金保険)

この預金は預金保険の対象となりますが、預金保険の対象となる預金の種目、金額等については預金保険法（昭和46年4月1日法律第34号）の定めるところによります。

16. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (法令遵守)

預金者は、この預金およびこの預金にかかる一切の取引について、非居住者円預金に関する日本の法令に従い、当該法令の変更により当行に損害が生じた場合には損害を補償することとします。

18. (準拠法および合意管轄)

(1) 規定は、日本法に準拠して解釈されます。

(2) この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに預金者は合意します。

19. (本規定の改定)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

外貨普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

外貨普通預金（以下「この預金」といいます。）は、本店営業部での取扱いとします。ただし、当行が認められた場合はその他の営業店において取扱うことができるものとします。また、取扱通貨は米ドル、ユーロ、オーストラリアドル及び当行所定のその他通貨とします。最低預入残高を原則1通貨単位とし、預入単位は1補助通貨とします。

2. (預金の受入れ)

この預金口座には、円普通預金、同一通貨の外貨定期預金及び外貨普通預金からの振替を受入れます。

3. (振込金の受入れ)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

(2) この預金口座の取引に関わる伝票は、当行の定める伝票（払戻請求書）を使用します。

(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の

任意とします。

- (4) 払戻しは円普通預金、同一通貨の外貨定期預金及び外貨普通預金への振替によるものとし、現金による払戻しはできません。

5. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高 1 補助通貨単位以上について付利単位を 1 補助通貨単位とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の外貨普通預金の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

6. (届出事項の変更)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利について譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することまたは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (取引の制限等)

- (1) 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前 3 項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前 3 項に基づく取引等の制限を解除します。

10. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、取引店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合も同様にできるものとします。
- (4) 前2項より、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。ただし、預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて当行の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (為替相場・手数料)

- (1) 原則として、円普通預金よりこの預金に預け入れる場合の為替相場は取引日の電信売相場（TTS）とし、円普通預金へ預金を払戻す場合の為替相場は電信買相場（TTB）とします。
- (2) この預金の預け入れまたは払戻しについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。

14. (ステートメント)

この預金については、通帳・証書の発行は行いません。従って、取引の記録を目的としてステートメントを発行します。

15. (預金保険)

この預金は、預金保険の対象とはなりません。

16. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (法令遵守)

預金者は、この預金およびこの預金にかかる一切の取引について、外貨預金に関する日本の法令に従い、当該法令の変更により当行に損害が生じた場合には損害を補償することとします。

18. (準拠法および合意管轄)

- (1) この規定は、日本法に準拠して解釈されます。
- (2) この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに預金者は合意します。

19. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規

定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

外貨定期預金規定

1. (取扱店の範囲)

外貨定期預金（以下「この預金」といいます。）は、本店営業部での取扱いとします。ただし、当行が認められた場合はその他の営業店において取扱うことができるものとします。また、取扱通貨は米ドル、ユーロ、オーストラリアドル及び当行所定のその他の通貨とします。

2. (預金の受入れ)

- (1) この預金口座には、円普通預金および同一通貨の外貨普通預金からの振替に限り受入れます。
- (2) 最低預入れ金額は、1,000通貨単位以上とし、預入単位は1補助通貨とします。

3. (預金の支払時期等)

この預金は、預入期間を1か月、3か月、6か月、または1年とし、預入日のそれぞれの応当日以降の任意の日に支払います。ただし、自動継続外貨定期預金の場合は継続停止の申し出があったものに限りです。

4. (自動継続)

- (1) この預金が自動継続外貨定期預金の場合には、自動継続の特約に従い、満期日に前回と同一の期間の自動継続外貨定期預金に自動的に継続します。また、継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 自動継続を停止するときは、満期日までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は利息とともに同一通貨の外貨普通預金口座に振替入金します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) この預金口座の取引に関わる伝票は、当行の定める伝票（払戻請求書）を使用します。
- (3) この預金の元本は、利息とともに同一通貨の外貨普通預金に振替入金します。

6. (利息)

この預金の利息は、付利単位を1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割計算として、預入日から満期日の前日までの日数および店頭に表示する預入時の利率によって計算のうえ、満期日に一括して支払うものとし、外貨普通預金口座に入金します。但し、定期預金を継続する場合には、継続後の定期預金の元金へ組入れることもできます。

7. (届出事項の変更)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合のこの預金の払戻または解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうは、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

9. （譲渡、質入等の禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利について譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することまたは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. （取引の制限等）

- (1) 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期限を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に管理するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認める場合、当行は速やかに前3項に基づく取引等の制限を解除します。

11. （期日前解約等）

- (1) この預金については、原則期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (3) この預金が当行が別途定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合も同様に行うものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (為替相場・手数料)

原則として、円普通預金よりこの預金に預け入れる場合の為替相場は取引日の電信売相場（TTS）とし、円普通預金へ預金を払戻す場合の為替相場は電信買相場（TTB）とします。

15. (ステートメント)

この預金については、通帳・証書の発行は行いません。従って、取引の記録を目的としてステートメントを発行します。

16. (預金保険)

この預金は、預金保険の対象とはなりません。

17. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. (法令遵守)

預金者は、この預金およびこの預金にかかる一切の取引について、外貨預金に関する日本の法令に従い、当該法令の変更により当行に損害が生じた場合には損害を補償することとします。

19. (準拠法および合意管轄)

- (1) この規定は、日本法に準拠して解釈されます。
- (2) この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに預金者は合意します。

20. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

後見制度支援預金特約規定

1. (後見制度支援預金特約)

後見制度支援預金特約（以下、「本特約」といいます。）は、預金者の財産を保護することを目的とし、当行の定める普通預金規定、普通預金[決済用]規定によるほか、以下の特約に定めるところにより取り扱います。

2. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人または未成年後見人（以下、「後見人」といいます。）に対し、家庭裁判所が「指示書」（以下、「指示書」は家庭裁判所が発行するも

ののことをいいます。)を発行する場合に限り利用できるものとします。

- (2) 本特約に関する一切の法律行為は、当行所定の届け出を行った預金者の後見人が行うものとします。
- (3) 本特約の利用開始にあたっては、指示書に記載された金額を申込口座に預け入れるものとします。
- (4) 前項の預け入れがない場合、当行はこの特約の申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 後見人は、預金者のために必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (6) 後見人は、預金者のために本特約を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

3. (取引店および取引の方法)

- (1) 本特約は、指示書にもとづき当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。

- ① 口座開設
- ② 口座解約
- ③ 預金口座からの払い戻し
- ④ 定期交付金としての預金口座からの自動振込（新規契約・変更）

- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りする場合があります。

- (3) 定期交付金の送金を目的とした自動振込サービスをご利用の場合、次の各号に掲げる方法によりご利用いただけます。

- ① 当行は、自動振込依頼書に記載された依頼内容（振込日・振込金額・引落口座・お受取人等）にしたがって、振込開始年月以降毎月もしくは一定の期間ごとに、申込者の任意の振込日（当日が銀行休業日の場合はその翌営業日、ただし月末指定日に限り、前営業日か翌営業日かの指定が可能）に指定口座から振込金額を引落しのうえ、振込先としてご指定いただいた、この預金と同一名義の預金口座に振込みます。
- ② 本特約を付与した預金口座を引き落とし口座とする自動振込契約の場合、振込手数料および自動振込契約手数料はかかりません。
- ③ 自動振込契約にもとづく振込金の指定口座からの引落しについては、普通預金規定またはその他の規定にかかわらず、小切手の振出または払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
- ④ 振込日において、振込金が、指定口座から払戻することができる金額をこえるときは、依頼人に通知することなくその月の振込は取り止めます。
- ⑤ 自動振込契約にもとづく振込については、受取証等は発行しません。
- ⑥ 自動振込契約は、依頼書に記載された取扱終了年月の振込日をもって終了します。
- ⑦ 自動振込金額の変更が必要である場合には、家庭裁判所の発行した指示書にもとづき、当行所定の書面により届出るものとします。なお、自動振込契約は、指定口座が解約されたときに、同時に解約されるものとします。
- ⑧ 自動振込契約および自動振込契約にもとづく取扱等について損失・紛議等が生じても、当行の責

めによる場合を除き、当行は責を負いません

(4) 本特約は、口座開設店のみを取扱店とし、当行の他の店舗では取引ができません。

4. (届出事項に変更等があった場合の取り扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、当行所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 通帳または届出の印章の喪失：後見人
- (2) 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- (3) 後見人の選任および資格喪失：後見人
- (4) 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- (5) 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- (6) 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- (7) 預金者が未成年被後見人であった場合、成年となった事実：預金者

5. (取引の制限)

本特約では、次の各号に掲げるお取引はご利用できません。

- (1) キャッシュカードの発行
- (2) ATMを利用した預金の預け入れ、預金の払い戻し、振り込み
- (3) インターネットバンキングの利用
- (4) 各種料金等の支払いのための口座振替
- (5) スターワン口座に付帯するサービス
- (6) マル優の取り扱い

6. (解約)

(1) 本特約を解約する場合は、指示書を持参のうえ、当行にお申し出ください。なお、次の各号に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。

- ① 預金者が死亡した場合や、未成年被後見人であった預金者が成年に達した場合等、法定後見制度の適用がなくなったとき
- ② この預金口座の残高が1回の定期交付金の送金を目的とした自動振込の金額に満たなくなったとき

(2) 次の各号に該当する場合には、当行は本特約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

- ① 預金者が死亡した場合や、未成年被後見人であった預金者が成年に達した場合等、法定後見制度の適用がなくなったとき
- ② この預金口座の残高が1回の定期交付金の送金を目的とした自動振込の金額に満たなくなったとき
- ③ 普通預金規定に定める預金の解約を行うとき
- ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの特約の継続的な提供が困難であると判断したとき

7. (適用条項)

(1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定または普通預金[決済用]規定が適用されるものとします。

(2) 本規定と普通預金規定の条項の間で抵触する事項については、本規定が優先するものとします。

8. (規定の改定)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

財産形成預金規定

1. (預入れの方法等)

(1) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とし、3年以上の期間にわたって年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きし、事業主または事務代行団体を通じて預け入れるものとします。

(2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、事業主または事務代行団体を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金契約証書（以下「契約証書」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日から1年間を据置期間とし（預入日の1年後の応当日を「据置期間満了日」といいます。）、預入日の3年後の応当日を満期日とする一口ごとの定期預金として預け入れるものとします。

3. (自動継続)

各定期預金は、預金者から継続停止の申出がないかぎり、満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同じ定期預金に自動的に継続するものとし、以後の満期日においても同様とします。なお、満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、その元利金をまとめて1口の定期預金に自動的に継続します。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、各定期預金の預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 各定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の払戻手続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金の全部または一部を払い戻す場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約証書とともに取引店へ提出してください。
- (3) 解約することになった定期預金は次により解約します。
 - ① その預金が据置期間中の場合は、その預金全額
 - ② その預金が据置期間経過後の場合は
 - a その預金が1万円未満の場合は、その預金全額。
 - b その預金が1万円以上で、その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - c その預金が1万円以上で、その預金にかかる払戻請求額も1万円以上の場合は、その払戻請求額。

6. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形貯蓄契約に基づくこの預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きを行うことにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れができます。

7. (届出事項の変更、契約証書の再発行等)

- (1) 契約証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) 届出の氏名、住所に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。
 - (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- #### **11. (成年後見制度にかかる届出)**
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (本規定の改定)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定集の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

財形年金預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きし、事業主または事務代行団体を通じて預け入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、事業主または事務代行団体を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形年金預金契約証書（以下「契約証書」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。
また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前記第1条による預金は、1口の3年または年金元金計算日までのいずれか短いほうを預入期間とする定期預金としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える定期預金（本項により継続した定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の定期預金（3年または年金元金計算日までのいずれか短いほうを預入期間とします。）に自動的に継続します。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。
- ① すべての定期預金は年金元金計算日にその元利金を合算し、その額を「年金計算基本額」とします。
 - ② 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円に満たない部分は切り捨てます。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の定期預金（以下これらの定期預金を「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。
 - ③ 年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の預入期間を3年とする定期預金（以下この定期預金を「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。
 - ④ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金（継続口）は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下となる場合には、定期預金（継続口）の元金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）の元金に加算します。

4. （利息）

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
- ① 預入期間を1年以上として作成された定期預金の場合預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
 - B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
 - ② 預入期間を1年未満として作成された定期預金の場合預入金額ごとにその約定日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）における当行所定の利率によって計算します。
 - ③ 前記第1号、第2号の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。なお、この場合、次の第5条が適用されます。

① 預入期間を1年以上として作成された定期預金の場合預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入期間を1年未満として作成された定期預金の場合預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 前記第1項第2号の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を前記第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約証書とともに取引店へ提出してください。

6. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、前記第2条および前記第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由により勤労者でなくなった日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記第5条と同様の手続きをとってください。ただし、後記第9条により所定の手続きを行った場合は除きます。

① すべての定期預金（②に当たるものを除く）は退職等の事由により勤労者でなくなった日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の事由により勤労者でなくなった日以後、1年以内に満期日の到来する定期預金は、その継続を停止します。

7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱)

この預金の最終預入日以後に勤労者財産形成促進法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中（最終預入日から支払開始日までの期間をいいます。）の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

8. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の①～②に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても、その事実の生じた日から5年間（預入開始日から5年未満の場合は、預入開始日まで）にわたり遡って、所定の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 前記第3条の年金としての支払が5年以上の期間にわたって定期に行われない場合
- ② 年金支払開始日の5年後応当日前日までに、年金としての支払以外の事由による払出があった場合（ただし、重度障害等法令に定める場合は除きます。）

9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形年金貯蓄契約に基づくこの預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きにより移管し、新たな取扱金融機関において引続き預入れができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の事由に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 前記第1条の第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- (2) 前記第1条の第1項による定期的な預入れが2年以上行われなかった場合
- (3) 新たな預入れ、または継続時の元加利息により、非課税貯蓄申込書の最高限度額を超えた場合（ただし、前記第7条の事由による最高限度額超過は除きます。）

11. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって取引店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

12. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、勤労者財産形成促進法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により取引店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

13. (届出事項の変更、契約証書の再発行等)

- (1) 契約証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

- (4) 届出の氏名、住所に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約証書は、譲渡または質入れすることはできません。
(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (契約証書の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、契約証書は無効となりますので直ちに取引店に返却してください。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、

その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

19. (本規定の改定)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きし、事業主または事務代行団体を通じて預け入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、事業主または事務代行団体を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約証書（以下「契約証書」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類・自動継続等)

- (1) 前条による預金は、預入日から1年間を据置期間とし（預入日の1年後の応当日を「据置期間満了日」といいます。）、預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの定期預金として預け入れるものとします。
- (2) 各定期預金（後記第3条による一部支払後の残りの預金を含みます。）は、預金者より継続停止の

申出のないかぎり、満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同じ定期預金に自動的に継続するものとし、以後の満期日においても同様とします。なお、満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、その元利金をまとめて1口の定期預金に自動的に継続します。

3. (預金の支払方法等)

- (1) この預金の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築およびマンション等の修繕・模様替（以下「住宅の取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金を住宅の取得等の後に払出す場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り支払います。この場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約証書及び法令で定める書類とともに取引店に提出してください。
- (3) この預金を住宅の取得等の前に払出す場合には、1口ごとの元金累計額の90%または住宅の取得等に要する額のいずれか低い額を限度として1回限り支払います。この場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約証書および法令の定める書類とともに取引店に提出してください。
- (4) 前項により一部払出しをした場合、払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等をした日から1年後の応当日のいずれか早い日までに住宅の取得等に要した額と前項の払出額との差額を限度として1回限り支払います。

なお、残高を払出しする場合にはその際に、残高を払出ししない場合には一部払出しの日から2年後の応当日または住宅の取得等の日から1年後の応当日のいずれか早い日までに、法令の定める書類を取引店に提出してください。

- (5) 前三項のいずれかの方法によりこの預金を支払った場合であっても、その後引き続き預け入れることができ、新たな住宅の取得等のための対価に充てるときに前三項と同様の方法により払出しをすることができます。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、各定期預金の預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (目的外支払)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を前記第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約証書とともに取引店へ提出してください。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用を受けて支払われた利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って、所定の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 前記第3条によらない払出しがあった場合
- ② 前記第3条第3項による一部払出後、2年を経過する日または住宅の取得等の日から1年を経過する日のいずれか早い日までに法令の定める書類を提出しなかった場合
- ③ 前記第3条の第3項による払出しの後、2年後の応当日より後に、または住宅の取得等の日から1年後の応当日より後にその残額を払い戻した場合（ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。）

7. (差引計算等)

(1) 前記第6条2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

- ① 前記第6条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに取引店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きを行うことにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れができます。

9. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 前記第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- ② 前記第1条第1項による定期的な預入れが2年以上行われなかった場合
- ③ 新たな預入れ、または書替継続時の元加利息により、非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えた場合

10. (退職時等の取扱)

退職等の事由により、非課税の適用が受けられなくなったときには、この預金は第2条にかかわらず次により取扱います。

- (1) 当該事由の生じた日（以下「退職等の日」といいます。）において、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、第2条第1項にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日の前日に満期日が到来するものとします。
- (2) 第2条第2項にかかわらず、退職等の日以降、満期日（前項で定める満期日を含みます。）における自動継続を停止します。

11. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって取引店に申し出てください。

12. (届出事項の変更、契約証書の再発行等)

- (1) 契約証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 契約証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) 届出の氏名、住所に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定

のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (成年後見制度にかかる届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)および(2)と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (本規定の改定)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

振込規定

1. (適用範囲)

振込依頼書または当行の振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取り扱います。

2. (振込の依頼)

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取り扱います。

- イ. 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。
- ロ. 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。

なお、預金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。

ハ. 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取り扱います。

- イ. 振込機は当行所定の時間内に利用することができます。
- ロ. 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ハ. 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。

ニ. 当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料、その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

3. (振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピューター・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、振込内容を記載した振込金受取書、預金払戻請求書による振込受付書、現金自動預入・払出機ご利用明細票または振込帳等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. (振込通知の発信)

(1) 振込契約が成立したときは、当行は、振込内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

- ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。

ただし、窓口営業時間終了近くの受付または振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

- (2) 前項の規定にかかわらず、当行所定の時間内に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続きは依頼日の当日に振込の依頼があったものと同様に取扱います。また、当行所定の時間外に振込の依頼があったときは、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。

ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

5. (証券による振込)

- (1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。
- (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めるときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。
- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (5) 提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当行取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について、振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

7. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続きにより取り扱います。

イ. 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

ロ. 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。

(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. (組戻し)

(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取り扱います。

イ. 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

ロ. 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ハ. 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。

(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9. (通知・照会の連絡先)

(1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (手数料)

(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。

(2) 訂正または組戻しの受付にあたっては、当行所定の訂正手数料または組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。

(3) 組戻された振込資金を返却せずに、改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。

(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が、相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- (3) 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

12. (譲渡、質入れの禁止)

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13. (預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード取引規定により取り扱います。

14. (自動振込の取扱い)

- (1) 当行は、自動振込依頼書の提出を受けた場合は、自動振込依頼書に記載された依頼内容に従って、振込日に指定出金口座から振込金額を引き落としのうえ、受取人宛に振り込みます。
- (2) 自動振込の取扱いにおいて、振込金額が僅少かつ同一の口座への多頻度の振込を繰り返す等、通常想定される利用形態から著しく逸脱した取引が認められる場合、当行は自動振込の取扱いを中止または解約できるものとします。この場合、当行は事前に書面の郵送その他相当の方法により自動振込の取扱いを中止または解約する旨の個別の通知を行い、当該通知において定める日をもって取扱いの中止または解約を行うものとします。

15. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

東京スター銀行テレホンバンク利用規定

1. (適用範囲)

- (1) 本規定は、当行の取引規定集の各規定の各項目を同意のうえ、利用されるお客さまが電話による本人名義預金間の振替取引、振込取引、投資信託取引、キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の変更および残高の照会等（以下「テレホンバンク取引」といいます。）を行うことができる「東京スター銀行テレホンバンク」（以下「テレホンバンク」といいます。）の申込手続を完了されたお客さま（以下「契約者」といいます。）が、テレホンバンクを利用するときに適用されます。
- (2) テレホンバンクでの預金取引は次の取引とします。
 - イ. 円貨普通預金（以下「普通預金」といいます）
 - ロ. 円貨による自由金利型定期預金〔M型〕および自由金利型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます）

- 八. 貯蓄預金
- 二. 外貨預金取引
- ホ. 振込取引
- ヘ. 口座照会
- ト. キャッシュカードによる 1 日あたりのご利用限度額の変更
- チ. その他当行がテレホンバンクにて取り扱うことを定めた取引および照会

(3) テレホンバンクには、本規定のほか取引規定集の各規定の各項目が適用されます。

(4) キャッシュカードによる 1 日あたりのご利用限度額の変更とは、キャッシュカードによる 1 日あたりのご利用限度額（1 日あたりの引出額、振込額、デビットカード利用額の合計とします。）の引き上げおよび引き下げをいいます。キャッシュカードによる 1 日あたりのご利用限度額の引き上げには当行所定の上限があります。

2. (本人確認)

テレホンバンクにおける本人確認手続は、次によるほか、当行の定める方法により行うものとします。

(1) 暗証番号による確認

- ① 当行は、契約者がテレホンバンクを利用される際に行う本人確認手続の中で、契約者が電話機のボタン操作により送信された暗証番号と届出暗証番号（当該テレホンバンク取引用暗証番号を、以下「届出暗証番号」といいます。）との一致を確認します。
- ② 届出暗証番号を失念したときは、当行所定の方法により利用を申し出てください。当行は、利用申し出を受付後、契約者の届出住所あてに本人確認のための届出暗証番号を郵便により通知します。当行は、取引の安全のため、失念された届出暗証番号を照会されても、回答いたしません。

(2) 振込取引およびキャッシュカードによる 1 日あたりのご利用限度額引き上げと第二暗証番号による確認

- ① 契約者がテレホンバンクによる振込取引を利用されるときは、あらかじめ当行所定の書面により振込取引の利用を申し出ください。当行は、ご利用申し出を受付後、契約者の届出住所あてに振込取引およびキャッシュカードによる 1 日あたりのご利用限度額引き上げに使用する第二暗証番号を登録するための登録用暗証番号を郵便により通知します。契約者は、暗証番号および登録用暗証番号を利用し、第二暗証番号を当行所定の方法による電話機のボタン操作により届出てください（以下本項により届出された第二暗証番号を「届出第二暗証番号」といいます。）。この場合、当行は、本人確認のため、契約者が電話機のボタン操作により送信した暗証番号および登録用暗証番号を、当行が記録している届出暗証番号および登録用暗証番号と一致するかを確認します。この手続で両者共に一致することが確認できた場合のみ、第二暗証番号の届出を受理します。

なお、相当期間経過しても登録用暗証番号の通知が郵送されない場合には、すみやかに当行に手続の状況を確認してください。

- ② 当行は、振込取引およびキャッシュカードによる 1 日あたりのご利用限度額引き上げの依頼を受付ける場合、本人確認のため契約者が電話機のボタン操作で送信した暗証番号および第二暗証番号を当行で記録している届出暗証番号および届出第二暗証番号と一致するかを確認します。こ

の手続で両者共に一致することが確認できた場合のみ、振込取引の依頼を受付けします。

- ③ 契約者が届出第二暗証番号を変更するときは、届出暗証番号および届出第二暗証番号を用い、当行所定の方法による電話機のボタン操作により変更手続をしてください。この場合、当行は、前②項と同様に暗証番号と第二暗証番号の確認手続を行い、両者共に一致することが確認できた場合のみ、変更手続を受付けします。
- ④ 1日あたりおよび1回あたりの振込金額が100万円以上となる振込取引は、あらかじめ振込先口座を当行に書面で届出てください。

(3) 第二暗証番号に代わる個人データ項目による確認

契約者がテレホンバンクによる事前登録先への振込取引をされる場合において、まだ前項(2)①の規定による第二暗証番号が届出されてなく、かつ、「ご本人さまの出身地」、「ご本人さまの出身小学校名」、「母親の旧姓」、「配偶者の旧姓」および「ご本人さまの結婚記念日」の全部または一部が届出されている場合（以下これらを「届出個人データ項目」といいます。）には、オペレーターは、届出個人データ項目の全部または一部について契約者に質問し、契約者の回答が全質問について正解の場合は本人確認が完了したもとして、前項(2)②の規定にかかわらず、当行は、振込取引の依頼を受付けします。

(4) 当行の免責

当行が前項(1)から(3)の本人確認を行った場合は、テレホンバンクを現に利用された方が契約者本人ではなく、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害は契約者が負担するものとし、当行は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除いて、いっさい責任を負いません。届出暗証番号、届出第二暗証番号および登録された属人データ項目は、テレホンバンクにおける本人確認手続のために大変重要なものであり、契約者は、これらを厳重に管理し、他人に教えたり、漏洩しないよう十分に注意してください。

(5) 暗証番号等の相違による利用中止

本人確認手続において、届出暗証番号および届出第二暗証番号と異なる暗証番号および第二暗証番号の送信ならびに質問された届出属人データ項目について、当行所定の回数連続して誤回答がなされたときは、当行は、テレホンバンクの取扱いを即時に中止します。

3. (取引金額の上限)

テレホンバンクにおける取引金額の限度等については、当行が別途定めるところによるものとします。

4. (電話による取引の依頼、申込成立等)

- (1) 本人確認手続終了後、音声ガイドに従い、依頼されるテレホンバンク取引の内容を当行所定の電話機のボタン操作により送信し、また、オペレーターまたは自動音声応答システムに対して依頼されるテレホンバンク取引の内容を正確に伝えてください。当行（オペレーターおよび自動音声応答システム）は、契約者から送信された内容およびオペレーターに伝えられた内容（以下総称して「依頼内容」といいます。）を内容確認および確定のために契約者に対してお伝えしますので、契約者は、お伝えした内容が依頼内容として正確であるかを確認してください。契約者がお伝えした依頼内容（この確認手続において、契約者が修正・訂正・追加された内容を含みます。）につき承諾の意思表示をされたときは、当行は、その時点で、契約者が依頼内容を正確なものとして確認されたうえでその内容どおりのテレホンバンク取引を正

式に申込されたものとして取り扱い、当該確認済の依頼内容（以下「確定依頼内容」といいます。）に従いテレホンバンク取引のために必要な手順を直ちにとります。ただし、契約者から相当時間内に承諾の返答がない場合または承諾の返答のないまま通話が中断した場合には、当行は、当該依頼内容は取消されたものとして取扱います。

- (2) 前項の確定依頼内容について不備等があったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 確定依頼内容に関して、別途の手続が必要となるときは、当行所定の手続をとってください。
- (4) 契約者からのオペレーターおよび自動音声応答システムに対する依頼内容は、録音され当行に相当期間保存されます。
- (5) 確定依頼内容を処理するにあたり、当行は、各預金の取引規定にかかわらず、通帳・証書および所定の払戻請求書の提示を受けることなく、当行所定の方法により手続します。
なお、同一日に同一口座から複数の払戻請求がなされ、払戻総額が払戻可能残高を超えた場合は、そのいずれを払戻すかは当行の任意とし、また、当行は、支払義務を負いません。
- (6) 確定依頼内容に関連して、手数料が必要となるときは、当行所定の手数料をお支払いください。

5. （受付時間、手続日等）

- (1) テレホンバンク取引の依頼は、当行所定のテレホンバンク取扱時間内に受け付けます。
なお、テレホンバンク取引のご依頼に際しては、十分な時間的余裕をもって行ってください。
- (2) 本人名義預金間の振替取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続します。
当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日（平日。以下同じです。）の当行任意の時間に手続します。
- (3) 振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日に振込手続します。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日の当行任意の時間に振込手続します。
ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
- (4) 投資信託の売買は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続します。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日に手続します。
- (5) 取引に関連して書類が必要なときは、契約者によって必要事項が完全に記載されている書類を当行が受領した後に手続します。

6. （取引の変更、撤回）

- (1) 依頼内容を変更、撤回する場合には、直ちにテレホンバンクセンターまで電話で連絡してください。
ただし、連絡の時期によっては、変更、撤回できないことがあります。
- (2) 当行が裁判所等公的機関の措置等により確定依頼内容の処理ができなくなったときは、確定依頼内容は取消されたものとして取り扱われます。

7. （為替相場等）

- (1) 普通預金から外貨普通預金および外貨定期預金（以下総称して「外貨預金」といいます）への振替え、または外貨預金から普通預金への振替えを行う場合の為替相場は、それぞれ各預金規定に定める為替相場に従い取扱われます。

- (2) 外貨預金への預入時に要した円貨と外貨預金を払出して受取る円貨との間に生じる為替損益（為替差損又は為替差益）は、すべて契約者に帰属します。

8. （通帳・証書の取扱い）

テレホンバンク取引により成立した第1条第2項に規定される預金につきましては、証書扱いとすることはできません。

9. （取引内容の確認）

- (1) 当行は、テレホンバンクによる取引の都度、その事実および内容を通知するため「ご利用明細書」を契約者に対して送付しますので、直ちに記載内容を確認してください。万一、取引内容、残高等に相違がある場合は直ちにその旨を連絡してください。

なお、総合口座通帳または普通預金通帳をお持ちの場合は、できるだけ早い時期に記帳してください。

- (2) 当行と契約者との間で取引内容について疑義が生じた場合は、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱うものとします。

10. （届出事項の変更等）

- (1) 預金通帳、キャッシュカードまたは印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに電話等により当行に連絡するとともに、当行所定の書面により届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 届出の住所、氏名にあてて当行が通知もしくは送付書類を発送したときは、延着または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなし、当行からの通知、送付が完了したものとします。

- (3) 前(1)項の届出がないために当行からの通知もしくは送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時をもって到着したものとみなし、当行からの通知、送付が完了したものとします。

11. （解約、変更）

- (1) テレホンバンク契約は、契約者または当行の都合により、いつでも通知することによって解約することができます。ただし、契約者の都合により解約するときは、当行所定の書面により届出てください。

- (2) 前(1)にかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行は、テレホンバンク契約を直ちに解約することができます。

- ① 相続の開始があったとき。
- ② 支払いの停止または破産、民事再生手続の申立があったとき。
- ③ 住所変更、連絡先の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、当行において契約者の所在があきらかでなくなったとき。
- ④ 本規定に違反する等、当行でサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
- ⑤ 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合

- (3) テレホンバンク利用内容の変更または解約は、当行の手続が完了したときから効力を有するものとします。

- (4) 前項の手続完了前に生じた損害について、当行は当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、一切責任を負いません。

12. (手数料)

テレホンバンク取引にともなう諸手数料は別途定めるとおりとし、今後、諸手数料を改定もしくは新設した場合も、当該手数料は当行所定の方法により引落します。

13. (免責事項等)

- (1) 契約者が電話機のボタン操作で送信した暗証番号、第二暗証番号および諸届その他の書類に使用された印影を、届出の暗証番号、第二暗証番号あるいは印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、暗証番号等の不正使用あるいはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、責任を負いません。
- (2) 当行が届出暗証ならびに第二暗証番号の登録のために前記2.(2)①による通知する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者が登録用暗証番号を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当行はいささい責任を負いません。
- (3) やむを得ない事由により通信機器、回線またはコンピューター等の障害により預金取引等の遅延または払戻不能、ならびに災害、事変、輸送途中の事故または裁判所等公的機関の措置等の事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 本契約において定める場合を除いて、当行の担当者が契約者に対して届出暗証番号等をお伺いすることはありません。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の総合口座取引規定、各預金規定、テレホンバンク振込規定、振込規定、投資信託総合取引約款および自動継続（累積）投資約款等が適用されるものとします。

15. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) テレホンバンク契約に基づく契約者の地位または権利、義務および預金は、譲渡、質入れすることはできません。
- (2) キャッシュカードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (準拠法、合意管轄)

- (1) この契約の準拠法は、日本法とします。
- (2) この契約に関する訴訟については、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

東京スター銀行テレホンバンク振込規定

1. (適用範囲)

東京スター銀行テレホンバンクの契約者が電話にて取引できる振込取引は、当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込みとし、当該振込取引は、東京スター銀行テレホンバンク利用規定のほか、この規定により取扱います。

2. (振込取引の依頼)

- (1) 振込取引の依頼は東京スター銀行テレホンバンク取扱時間内に受付けます。
- (2) 東京スター銀行テレホンバンクを利用した振込取引で1日100万円以上の振込みを行う場合は、あらかじめ振込先を当行に届出てください。当行は届出に基づいて事前に振込先登録を行います。ただし、1件あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 振込取引の依頼の際は、音声ガイドに従い依頼内容を電話機のボタン操作により送信、ならびにオペレーターに依頼内容を正確に伝えてください。当行は、契約者から送信ならびに伝えられた事項を依頼内容として手続きします。
- (4) 前項に定める依頼内容について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 振込取引の依頼にあたっては、振込資金および振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

3. (取引日付)

振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受付けたものは、当日振込み手続きします。当行所定の時間外に受付けたものは、翌営業日の当行任意の時間に振込み手続きします。

ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

4. (振込取引の成立)

- (1) 振込取引は、当行が依頼内容を確認し、お支払指定口座から振込資金等を払戻したときに成立するものとします。
- (2) 振込取引が行われた場合には、取引の都度、その事実を通知するため「ご利用明細書」を送付しますので、直ちに記載内容を確認してください。

5. (振込通知の発信)

振込取引が成立したときは、当行は依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかにテレホンバンクセンターに照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会する等の調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当行からの照会に対して相当期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (3) 振込先の金融機関から入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、速やかに通知し、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、お支払指定口座に入金します。

7. (組戻し・依頼内容の変更等)

- (1) 振込取引の成立後にその依頼を取りやめる場合およびその依頼内容を変更する場合は、速やかにテレホンバンクセンターに連絡してください。この場合、当行は振込依頼のときと同様の方法で本人確認をいたします。
- ① 振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合は、組戻しの手続きにより取扱います。
 - ② 当行は、依頼に基づき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、お支払指定口座に入金します。
- (2) 前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. (通知・照会の連絡先)

- (1) この振込取引について依頼人に通知・照会をする場合には、この取引の利用にあたって届出のあった住所、電話番号または振込資金等の引落した預金口座について届出のあった住所、電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付または組戻しの手続が必要となる場合以外の依頼内容の変更の受付にあたっては、当行所定の組戻手数料または訂正手数料（組戻しの手続が必要となる場合以外の依頼内容の変更の場合）をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却いたしません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも当行所定の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

10. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があったとき。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により入金不能、入金遅延等があったとき。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、この規定の他、東京スター銀行テレホンバンク利用規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、振込規定等の各規定により取扱います。

12.（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

13.（譲渡、質入れの禁止）

この取引に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

14.（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

キャッシュカード取引規定

1.（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動払出機（現金自動預入払出機を含みます。以下「払出機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当行所定の取引をする場合

2.（預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行（提携先の預金機使用の場合は、その提携先）所

定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行（提携先の預金機使用の場合は、その提携先）所定の枚数による金額の範囲内とします。

- (3) 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「現金自動預金機専用通帳（ご利用明細票つづり）」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「現金自動預入・払出機ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3. （払出機による預金の払戻し）

- (1) 払出機を使用して預金の払戻しをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 払出機による払戻しは、払出機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 1日あたりの払戻し限度は、当行所定の金額の範囲内とします。1日あたりの払戻し限度を減額する場合は、当行の払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にカードを挿入して操作するか、または当行本支店の窓口、その他当行所定の方法にてお手続きください。1日あたりの払戻し限度を増額する場合は、当行本支店の窓口、または当行所定の方法にてお手続きください。
- (4) 払出機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する現金自動機取扱手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金の場合は当座貸越を利用できる金額の範囲）を超えるときは、その払戻しはできません。

4. （振込機による振込）

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについての通帳および払戻請求書ならびに振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作において、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ、確認操作してください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) 振込機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当行（提携先の振込機使用の場合は、その提携先）所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、第3条第3項の金額の範囲内とします。
- (4) 当行所定の時間内に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続きは依頼日の当日に振込の依頼があったものと同様に取扱います。
また、当行所定の時間外に振込の依頼があったときは、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。
ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
- (5) 振込金額と第5条の振込手数料金額および現金自動機取扱手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金の場合は当座貸越を利用できる金額の範囲）を超えるとき

は、その振込はできません。

- (6) 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および現金自動機取扱手数料金額を「現金自動預入・払出機ご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口申し出て下さい。
- (7) 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (現金自動機取扱手数料等)

- (1) 払出機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合および預金機を使用して預金の預入れをする場合には、当行および提携先所定の払出機・振込機・預金機の利用に関する手数料（以下「現金自動機取扱手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 現金自動機取扱手数料は、預金の払戻しおよび預金の預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しまたは預入れをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の現金自動機取扱手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の振込手数料は、当行から提携先に支払います。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族 1 名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・払出機・振込機障害時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電・故障等により払出機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、届出の暗証は暗証番号入力機から入力してください。
- (4) 停電・故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

また、機器障害、回線障害等により受取人口座への入金までに時間がかかる場合がありますのであらか

じめご了承ください。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じです。）、現金自動機取扱手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の記帳機による通帳記入または当行本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、現金自動機取扱手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

9. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、払出機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があること

を当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。
- (2) 暗証の変更は、当行の払出機を使用して変更することができます。払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にカードを挿入して操作してください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. (預金機・払出機・振込機の誤入力等)

預金機・払出機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の払出機、振込機、預金機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。ただし、当行が本規定以外に別途定める場合はこの限りではありません。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
 - ④ 普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき
- (4) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、カードの利用を停止し、回収します。ただし、家庭裁判所の審判により支援者に代理権が付与されている場合で、支援者からの申し出があれば、代理人カードを発行します。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。なお、提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて提携先の定めにより取扱います。

18. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

キャッシュカード取引規定第10条および第11条における「重大な過失または過失」とは、次の各項の事例をいいます。

【重大な過失または過失となりうる場合】

1. 本人の重大な過失となりうる場合

- (1) 本人が他人に暗証を知らせた場合
- (2) 本人が暗証をカード上に書き記していた場合
- (3) 本人が自らカードを他人に渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の故意と同視しうる程度に著しい注意義務違反があると認められる場合

2. 本人の過失となりうる場合

- (1) 次の①または②に該当する場合

- ① 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

- ② 暗証をメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証の管理
 - ア. 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
 - イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合
 - ② キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などに放置した場合
 - イ. 飲酒等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

カードローンカード取引規定

カードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）の利用は次により取り扱います。

1. (定義)

本規定上の用語の定義は次の各号によります。

- ① 「提携先」：当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等をいいます。
- ② 「預金機」：当行および提携先の現金自動預金機（現金自動預入払出機を含む。）をいいます。
- ③ 「払出機」：当行および提携先の現金自動払出機（現金自動預入払出機を含む。）をいいます。
- ④ 「カードローン契約」：本規定に基づきローンカードによる取引を行う、借主と当行の間の当座貸越契約をいいます。
- ⑤ 「返済」：カードローン契約に基づく返済をいいます。
- ⑥ 「借入れ」：カードローン契約に基づく借入れをいいます。
- ⑦ 「ローン口座」：当行が指定する、カードローン契約に係るローン口座をいいます。
- ⑧ 「現金自動機取扱手数料」：預金機・払出機の利用に関する手数料をいいます。

2. (ローンカードの利用)

ローンカードは次の場合に利用することができます。

- ① 預金機を使用して返済をする場合。
- ② 払出機を使用して借入れをする場合。

③ その他当行所定の取引をする場合。

3. (預金機による返済)

- (1) 預金機を使用して返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣による返済に限りま
す。また、1回あたりの返済は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (払出機による借入れ)

- (1) 払出機を使用して借入れをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順に従って、払出機にカード
を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
- (2) 払出機による借入れは、払出機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借
入れは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入れ限度は、当行所
定の金額の範囲内とします。
- (3) 払出機を使用して借入れをする場合に、借入れ請求金額と現金自動機取扱手数料の金額との合計
額が、前項に規定する借入れることのできる金額を超えるときは、その借入れはできません。

5. (現金自動機取扱手数料等)

- (1) 預金機を使用して返済をする場合および払出機を使用して借入れをする場合には、当行および提携先
所定の現金自動機取扱手数料をいただきます。
- (2) 現金自動機取扱手数料は、返済および借入れ時に、ローン口座から当行に支払われ、カードローン契
約に基づく借主の債務に組み入れられるものとします。なお、提携先の現金自動機取扱手数料は、当
行から提携先に支払います。

6. (預金機・払出機障害時の取り扱い)

停電・故障等により預金機・払出機による返済や借入れができない場合は、窓口営業時間内に限り、当
行本支店の窓口でローンカードにより取り扱います。この場合、当行所定の当座貸越借入請求書または入金
票に署名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。また、届出の暗証は暗証番号入力機か
ら入力してください。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはいたしません。

7. (書面または電磁的方法による報告)

ローンカードにより返済した金額、借入れた金額、現金自動機取扱手数料金額については、書面または電
磁的方法により報告します。また、窓口でローンカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、現金自動
機取扱手数料金額は合計額をもって書面または電磁的方法により報告します。

8. (ローンカード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、払出機の操作の際に使用されたローンカードが、当行が借主に交付したローンカードであること、
および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえカードローン契
約に基づく貸付を行います。当行の窓口においても同様にローンカードを確認し、当座貸越借入請求
書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱います。
- (2) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測
されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛

失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる借入れ停止の措置を講じます。

- (3) 本条に定める通知を当行が借主から受領する前に生じた損害については、次条第1項ただし書に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) ローンカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

9. (偽造・盗難カード等による取り引き等)

- (1) 当行が、ローンカードの電磁的記録によって、払出機およびその他銀行所定の取引の操作の際に使用されたローンカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認してカードローン契約に基づく貸付を実行した場合は、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この借入れが偽造カードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について借主の責に帰すべき事由がなかった場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (2) 当行が、当行の窓口においてローンカードの提出をうけ、暗証番号入力機により入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱った場合にも、前項と同様とします。

10. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合（ただし、次項により暗証を変更した場合を除きます）には、直ちに借主から当行所定の方法により当行に届け出てください。この場合、ローンカードもあわせて提出してください（紛失した場合を除きます）。
- (2) 暗証の変更は、当行の払出機を使用して変更することができます。払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にローンカードを挿入して操作してください。

11. (ローンカードの再発行等)

- (1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) ローンカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

12. (預金機・払出機の誤入力等)

預金機・払出機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の払出機、預金機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

13. (解約等)

- (1) カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取りやめる場合には、ローンカードを当行に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示がなされ、当行が借主本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 第14条に定める規定に違反した場合
 - ② ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- (4) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ローンカードの利用を停止し、回収します。

14. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15. (規定の適用)

本規定に定めのない事項については、カードローン契約に係る規定により取り扱います。

16. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定を含む当行の規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

法人キャッシュカード取引規定

普通預金について発行した法人キャッシュカード（以下「法人カード」といいます。）を利用する場合には、キャッシュカード取引規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1. 法人カードの利用

払出機を使用して預金を払戻す場合および預金機を使用して預金を預入れる場合、振込機を使用して振込をする場合に利用することができます。ただし、預金の預入れ、払出しは一部の提携金融機関等ではご利用できません。また、提携金融機関等での振込はご利用できません。

2. 法人カードは、お届出の代表者および代理人（1名に限ります。）が使用し、法人カードおよび届出暗証は法人カード使用者が責任をもって管理してください。

3. カード規定で定める第10条および第11条は適用いたしません。次の取扱いといたします。

(1) 法人カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに法人カードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、法人カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取引店に届出てください。

(3) 当行が、法人カードの電磁的記録によって、払出機または振込機の操作の際に使用された法人カードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうちは、法人カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、法人カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合

の当行の責任については、この限りではありません。

- (4) 当行の窓口において法人カードの提出をうけ、暗証番号入力機により入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前項と同様とします。
4. 代理人を変更する場合、または、社名、代表者を変更する場合には、当行所定の手続きによりカードを再発行しますので、変更前のカードは取引店に返却してください。
5. 当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

デビットカード取引規定

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、キャッシュカード（当行がキャッシュカード取引規定（以下「カード規定」といいます。）に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）その他当行の所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について該当加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を該当カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落としを含みます。以下同じです。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる

求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店が利用者との合意にもとづいて端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落とされた預金の復元はできません。

- (3) 第1項または第2項において引落とされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを見過ごして端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から第3項に準じて取扱うものとします。

5. (デビットカード取引の機能を停止する場合)

- (1) デビットカード取引の機能を停止するときは、当行所定の方法により取引店に申し出てください。当行はこの申し出を受けたときは直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する処置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はいつでも事前に通知することなくデビットカード取引の機能を停止することができます。
 - ① 預金口座が解約されたとき
 - ② 預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき
 - ③ その他デビットカード取引の機能の停止を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき

6. (キャッシュアウト取引)

カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引を預金口座から預金の引落しによって支払う取引（キャッシュアウト取引）の当行での取り扱いはございません。

7. (公金納付)

機構所定の公的加盟機関規約（以下本条において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下本条において、「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務の支払いのためにカードを提示した場合、加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（公金納付）について、当行での取り扱いはございません。

8. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定を以下のように読み替えるものとします。

- (1) 6.「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」
- (2) 6.(1)「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による預

金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引」

- (3) 8.「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」
- (4) 9.(1)「払出機または振込機」とあるのは「端末機」、また、「払戻し」とあるのは「引落し」
- (5) 10.「偽造または変造カードによる払戻し」とあるのは「偽造または変造カードによる払戻しおよびデビットカード取引」
- (6) 11.(1)「他人に当該カードを不正使用され生じた払戻し」とあるのは「他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しおよびデビットカード取引」、また、「本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害」とあるのは「本人は当行に対して当該払戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」
- (7) 11.(2)「当該払戻しが本人の故意による場合を除き」とあるのは「当該払戻しおよびデビットカード取引が本人の故意による場合を除き」、「前日以降になされた払戻しにかかる損害」とあるのは「前日以降になされた払戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」、また、「当該払戻しが行われたことについて」とあるのは「当該払戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」
- (8) 11.(3)「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻し」とあるのは「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しおよびデビットカード取引」
- (9) 11.(4)「①当該払戻しが行われたことについて」とあるのは「①当該払戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」
- (10) 14.「預金機・払出機・振込機」とあるのは「端末機」

9. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定を含む当行の規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る預金規定

第1条. (適用範囲)

- 1. この規定における預金とは「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における預金のことをいいます。
- 2. この規定は、当座預金規定、新型期日指定定期預金規定、自由満期定期預金規定、取引規定集に定める各預金規定（ただし、外貨預金にかかる預金規定を除く）、およびスターワン取引総合規定に定める各預金規定（ただし、外貨預金、仕組み預金に係る預金規定を除く）に基づく各預金取引について、各預金規定に定める事項に加えて適用されます。

第2条. (異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を「休眠預金等活用法」にもとづく異動事由として取り扱います。また、認可を受けた預金等の種類ごとの異動事由は（別紙）のとおりです。

1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からのこの預金の利子の支払に係るものを除きます。）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (1) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (2) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
4. 預金者等からの申し出にもとづく当座入金帳の発行、預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）、繰越もしくは証書と通帳間の形式変更があったこと
5. 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - (1) 普通預金と普通預金（決済用）との切替登録
 - (2) 口座移管
6. 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
 - (1) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - (2) この預金の種別
 - (3) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (4) この預金の名義人の氏名または名称
 - (5) この預金の元本の額
7. 総合口座取引規定、スターワン取引総合規定、通帳式定期預金、通帳式通知預金、オンラインデータ伝送サービス利用契約、アンサーサービス利用契約、でんさいサービス利用契約、スターBB! 利用契約にもとづく他の預金（スターワン取引総合規定においては仕組み預金、外貨預金を除き、各利用契約においては手数料引落口座を含む。）について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

第3条。（最終異動日等）

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 当行ウェブサイトに掲載の前条に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - (4) この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲

げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- (1) 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること 当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- (2) 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - ① 預金者等の申し出にもとづく一部入出金の事由により預金額に異動があったこと（当行からのこの預金の利子に係わるものを除きます。）
 - ② 2015年5月1日以前に預金者等の申し出にもとづく記帳があったこと
- (3) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- (4) 強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
- (5) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。ただし各種契約における手数料引落口座に限り。
- (6) 総合口座取引規定、スターワン取引総合規定、通帳式定期預金、通帳式通知預金、オンラインデータ伝送サービス利用契約、アンサーサービス利用契約、でんさいサービス利用契約、スターBB!利用契約にもとづく他の預金（スターワン取引総合規定においては仕組預金、外貨預金を除き、各利用契約においては手数料引落預金口座を含む。）について、前各号に掲げる事由が生じたこと 当該他の預金に係る最終異動日等

第4条。（休眠預金等代替金に関する取扱い）

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。外貨預金、マル優預金は対象外となります。
2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - (1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（この預金の利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国

税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

- (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- (1) 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- (2) この預金について、第3 項第2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第5 条. (通知方法)

この預金について、第3 条第1 項に掲げる最終異動日等から9 年以上経過した場合、お届けいただいた住所宛てに、ご連絡させていただきます。

第6 条. (本規定の変更)

当行は、本規定の各条項その他の条項（別紙の規定を含む。）を、必要に応じ、民法548 条の4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る預金規定（別紙）

認可を受けている預金等の種類、異動事由

預金等の種類	認可を受けている異動事由
当座預金	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則について以下本表において「規則」という。 【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引 ・当座入金帳の発行登録（手形専用当座預金を除く） ・口座移管 【規則第4条第3項第5号】 ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）

	<p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 ○オンラインデータ伝送サービス利用契約 ○アンサーサービス利用契約 ○でんさいサービス利用契約 ○スターBB! 利用契約 (法人インターネットバンキング利用契約)
普通預金	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の発行（再発行・繰越含む） ・記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。） ・MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金（決済用）への切替登録 ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 ○オンラインデータ伝送サービス利用契約 ○アンサーサービス利用契約 ○でんさいサービス利用契約 ○スターBB! 利用契約 (法人インターネットバンキング利用契約)
普通預金 (決済用)	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の発行（再発行・繰越含む） ・記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。）

	<p>く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金への切替登録 ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインデータ伝送サービス利用契約 ○アンサーサービス利用契約 ○でんさいサービス利用契約 ○スターBB! 利用契約 （法人インターネットバンキング利用契約）
貯蓄預金	<p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の発行（再発行・繰越含む） ・記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。） ・MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。

	○アンサーサービス利用契約
納税準備預金	<p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。） ・MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】 ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）</p>
スーパー定期預金 （自由金利型 定期預金M 型）	<p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金証書の発行（再発行を含む） ・預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・通帳記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】 ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）</p> <p>【規則第4条第3項第6号】 ・複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳式定期預金として同一通帳への各預入定期預金
大口定期預金 （自由金利型 定期預金）	<p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金証書の発行（再発行を含む） ・預金通帳の発行（再発行・繰越を含む）

	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・通帳式定期預金として同一通帳への各預入定期預金
<p>新型期日指定 定期預金 （2013 年2 月 8 日 新規取り扱い中 止）</p>	<p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金証書の発行（再発行を含む） ・預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） <p>・通帳記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・通帳式定期預金として同一通帳への各預入定期預金
<p>自由満期 定期預金 （2013 年2 月 8 日</p>	<p>【規則第4条第3項第1号】 預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金証書の発行（再発行を含む） ・預金通帳の発行（再発行・繰越を含む）

<p>新規取り扱い中止)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・通帳式定期預金として同一通帳への各預入定期預金
<p>ふれあい積立 定期預金</p>	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）
<p>通知預金</p>	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金証書の発行（再発行を含む） ・預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・通帳記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く） ・証書式と通帳式の形式変更 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となる

	<p>か」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）</p> <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品として通帳式通知預金として同一通帳への各預入通知預金
総合口座	<p>【規則第4条第3項第1号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の発行（再発行・繰越を含む） ・記帳（再記帳、ATM による記帳を含む、ただし記帳する取引が無い場合を除く。） ・MS 磁気再生 <p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金と普通預金（決済用）との切替登録 ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品として総合口座として同一総合口座通帳に纏められた口座 ・役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインデータ伝送サービス利用契約 ○アンサーサービス利用契約 ○でんさいサービス利用契約 ○スターBB! 利用契約 （法人インターネットバンキング利用契約）
スターワン 円普通預金	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）

	<p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金 ・役務の提供について一括して契約が締結されている商品として以下の登録をしている契約口座と手数料引落口座。 <p>○オンラインデータ伝送サービス利用契約</p> <p>○アンサーサービス利用契約</p> <p>○でんさいサービス利用契約</p> <p>○スターBB! 利用契約</p> <p>(法人インターネットバンキング利用契約)</p>
スターワン 円定期預金	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金
スターワン 大口円定期預金	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない） <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金
ラダリング 円定期預金	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座移管 <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報

	<p>を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）</p> <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <p>・複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金</p>
<p>スターワン</p> <p>1 週間円預金</p>	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <p>・口座移管</p> <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <p>・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）</p> <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <p>・複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金</p>
<p>スターワン</p> <p>積立円定期預金</p>	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <p>・口座移管</p> <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <p>・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）</p> <p>【規則第4条第3項第6号】</p> <p>・複数の預金等を組み合わせた商品としてスターワン取引総合規定に基づきスターワン口座として纏められた預金</p>
<p>非居住者</p> <p>円普通預金</p>	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <p>・口座移管</p> <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <p>・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となるか」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）</p>
<p>非居住者</p> <p>円定期預金</p>	<p>【規則第4条第3項第3号】</p> <p>預金者等の申し出による以下の取引</p> <p>・口座移管</p> <p>【規則第4条第3項第5号】</p> <p>・当行からの通知に限らず預金者等から「自身の預金が今般の公告の対象となる</p>

	か」の問合せがあり、規則第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部の情報を預金者等が受領した場合（公告対象に限らない）
--	--